

仕 様 書 (案)

1. 件 名 令和7年度岡山市二十歳の集い 交通案内看板等設置・撤去業務委託
2. 概 要 令和7年度岡山市二十歳の集い用の交通案内看板等の設置・撤去作業及び岡山西警察署長規制を行う区間（総合グラウンド南側）に設置されている駐車禁止道路標識に覆面作業・覆面撤去作業を行うもの

3. 委託業務

(1) 交通案内看板等の設置

①設置看板・設置箇所等

設置対象看板	本数	設置場所（別紙図面参照）	設置日時
事前予告	10	A1～A10	令和7年12月22日 9時から17時の間に設置すること
臨時駐車場案内	3	B1～B3	
転回禁止	7	C1～C7	令和8年1月10日 9時から17時の間に設置すること
店舗迷惑駐車抑止	10	D1～D10	
駐車禁止停車抑止	25	E1～E25	
駐停車禁止	11	F1～F11	令和8年1月11日 8時から10時の間に設置すること
右折禁止	3	G1～G3	
式典	2	H1～H2	令和8年1月11日 8時から10時の間に設置すること
合計	71		

※看板のサイズ（式典を除く）：縦1500mm（+足300mm）×横400mm

※看板のサイズ（式典）：縦1800mm（+足200mm）×横900mm

②設置方法

- ・歩道の幅員確保等、車両等の通行の支障が生じず、設置後に看板転倒、飛散等が無いように設置すること。
- ・看板設置箇所の施設、店舗等と事前に打ち合わせを行い、設置及び撤去作業を行うこと。
- ・スポーツデポ及びリーセントカルチャーホテルに設置する看板については、土台に看板の足を差し込み、自立型の看板とすること。
- ・リーセントカルチャーホテルに設置する看板については、事前にホテルに預け、設置はホテル側に委ねること。
- ・設置する看板は、旧青年の家（中区赤坂台）に保管しているため、搬出・返却日時等は事前に委託者と協議すること。
- ・式典看板については、設置後に看板転倒、飛散等が無いように、土台に看板の足を差し込むなどして設置すること。

(2) 道路標識覆面作業

①対象看板・日時等

設置対象看板	本数	作業場所	作業日時
駐車禁止標識	14	図面2の 署長規制区間内	令和8年1月11日 8時から10時の間に実施すること

②覆面方法

- ・常設の駐車禁止標識を外部から見えないように黒色の布等で覆い、覆面後覆いが外れないようにすること。ただし、同標識の下部にある「2輪を除く」は隠さないこと。
- ・覆面作業後に委託者の確認を受けること。

(3) 交通案内看板等の撤去

①撤去看板等

撤去対象看板	本数	作業場所 (図面1・2参照)	作業日時
事前予告	10	A1～A10	令和8年1月11日 15時半から17時の間に作業を終えること
臨時駐車場案内	3	B1～B3	
転回禁止	7	C1～C7	
店舗迷惑駐車抑止	10	D1～D10	
駐車禁止停車抑止	25	E1～E25	
駐停車禁止	11	F1～F11	
右折禁止	3	G1～G3	
式典	2	H1～H2	
計	71		
覆面撤去対象標識	本数	作業場所	日時
駐車禁止標識	14	図面2の 署長規制区間内	令和8年1月11日 15時半から17時の間に作業を終えること
合計	85		

②撤去方法

- ・歩道の幅員確保等、車両等の通行の支障が生じず、撤去作業を実施すること。
- ・撤去完了後に委託者の確認を受けること。

(4) その他

- ・設置後の破損等については、可能な限り復旧作業に努めること。
- ・設置等に必要な岡山西警察署及び国土交通省岡山国道事務所への申請に関する手続きは、受託者が行うこと。ただし、市道部分に関する占用協議については、委託者が行う。
- ・大学共通テストの看板等と設置場所が重複する場合は、大学共通テスト看板等の設置者と協議のうえ、設置箇所を調整すること。
- ・受託者は損害賠償保険に加入すること。
- ・受託者は看板の設置・撤去、標識の覆面作業において必要となる土台及びウエイト、その他必要な資材・消耗品は全て用意すること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は別途協議して定めることとする。